

資料5

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(インセンティブ交付金)について

1 交付金の根拠規定

(1) 平成 29 年 地域包括ケア強化法の成立

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の組織が全国で実施されるよう、PDCA サイクルによる取組が制度化された。

(2) 平成 30 年度 保険者機能強化推進交付金の創設

自治体への財政的インセンティブとして、市町村の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化交付金を創設。

(3) 令和2年度 介護保険保険者努力支援交付金の創設

介護予防の位置付けを高めるため、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)を創設。介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する。

2 交付金の活用状況(令和7年度)

(1)保険者機能強化推進交付金 11,852,000 円

ア. 介護保険特別会計 (8,455,130 円)

保健福祉事業費

イ. 一般会計で行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止 (3,396,870 円)

高齢者移動支援推進、自立支援・介護予防・重度化防止

(2)介護保険保険者努力支援交付金 21,047,000 円

ア. 介護保険特別会計

介護予防・日常生活支援総合事業費 (13,072,536 円)、包括的支援事業費(7,974,464 円)

3 取り組み全体の評価結果(インセンティブ交付金)

(1)集計結果

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金(市町村分) 評価結果集計(愛知県)

	推進					支援					合計	得点率	都道府県内 暫定順位
	目標Ⅰ 持続可能な 地域のある べき姿をか たちにする	目標Ⅱ 公正・公平 な給付を行 う体制を構 築する	目標Ⅲ 介護人材の 確保その他 のサービス 提供基盤の 整備を推進 する	目標Ⅳ 高齢者がそ の状況に応 じて可能な 限り自立し た日常生活 を営む	推進合計	目標Ⅰ 介護予防/日 常生活支援 を推進する	目標Ⅱ 認知症総合 支援を推進 する	目標Ⅲ 在宅医療・ 在宅介護連 携の体制を 構築する	目標Ⅳ 高齢者がそ の状況に応 じて可能な 限り自立し た日常生活 を営む	支援合計			
配点	100点	100点	100点	100点	400点	100点	100点	100点	100点	400点	800点		
県平均(R8)	64.4	69.8	52.8	54.0	241.0	56.0	58.3	79.7	54.0	248.0	489.0	61.1%	
R8	76	88	55	70	289	59	56	82	70	267	556	69.5%	13
R7	55	72	38	65	230	42	59	86	65	252	482	60.3%	21
R6	45	36	30	60	171	38	79	86	60	263	434	54.3%	32

(2)今後、改善していくこと

・地域におけるリハビリテーションの推進に向けた具体的な取組

リハビリテーション専門職を含む医療専門職を介護予防の場や地域ケア会議等に安定的に派遣するための具体的な内容を議論すること

毎年度、取組内容の成果を分析し、改善・見直し等を行い、公表していること

・多様なサービス・活動の活用の推進に向け、実施状況の調査・分析・評価の実施

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動の実施状況、地域資源、心身及び生活状況の傾向等の実施状況の調査、分析、評価を踏まえ、多様なサービス・活動の推進に向け、市町村としての推進方策を策定し、関係者へ周知していること